

しごとより、
いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ
毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

イベント結果
レポート

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。

令和6年11月29日、広島YMCA国際文化センターにおいて「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました。

冒頭、主催者を代表して広島労働局の木下労働基準部長が登壇しました。

平成26年に成立した「過労死等防止対策推進法」は今年10周年を迎えました。「過労死等の防止のための対策に関する大綱」も3回目の見直しとなり、そのポイントの説明とともに、本シンポジウムが誰もが働きやすい職場づくりへの一助となることを願い、挨拶しました。



続いて、「**過労死問題の過去・現在・未来（なぜ生じるのか。どうしたらなくせるのか。）**」の演題にて、弁護士の松丸正氏が登壇されました。

過労死弁護士全国連絡会議代表幹事でもあられる松丸弁護士は、「過労死専門弁護士」として活動をされています。

1988年に始まった過労死110番からの歴史、長時間労働等により過労・ストレスが蓄積すると心身の健康を損ねるのだと認識されるまでの道のり、実際にご自身が担当した様々な過労死事件の事案について話されました。

労働時間の適正把握の懈怠が過労死等の一番の原因となること、そして、労働時間の過少申告により隠れてしまう、実態としての労働時間を把握することの重要性や、過少申告の改善の取組などについて話され、長年の弁護士経験に裏付けられた貴重なお話をいただきました。

次に過労死遺族の声として、2010年に夫を過労死で亡くされたご遺族の方のお話がありました。ご主人は、社会福祉法人の立ち上げに関わり、退職した職員の業務まで行うなど、月200時間近くの残業を行い、くも膜下出血で突然亡くされました。

労働時間の客観的証拠をそろえることの難しさ、会社による発症時の状況の虚偽説明等があったこと、仲間との共有・家族の会が心の支えとなったことなど話され、過労死問題を今も問い続けているとおっしゃられました。

最近、若者の過労自死が続いていることを危惧され、過労死の実態と残された遺族の思いを知ってもらうことで防止につながれば、と訴えかけられました。



最後に、株式会社もみじ銀行様の過労死防止対策の取組事例について発表がありました。2022年より会社のパーパス(存在意義)として「地域の豊かな未来を共創する」とし、健康経営へ様々な角度から取り組んでおられます。

健康アプリ「PepUp」を導入し社員の健康状態の把握と健康情報の発信、健康維持増進施策に積極的に取り組んだ支店の表彰、女性特有の健康課題への対応として「フェムテックセミナー」の実施など、他にも多くの取組を実践され、社長直通で社員が意見を述べることのできる「マイボイス」という取組は月10件程度利用があり、実際に休暇制度が一部改善されたそうです。

全ての活動の源泉は「人財」である社員であるとし、少しずつ取組効果が出ている状況のため、引き続き心身ともに生き生きとできるよう取り組みたいとのことでした。

広島労働局・各労働基準監督署では、**過労死をゼロにするための取組を全力をあげて推進してまいります。**

この記事のお問合せ先
広島労働局労働基準部監督課
☎ 082-221-9242